

行政改革

5カ年の推進結果報告

5年間で約16億の財政効果並びに業務改善に取り組みました

本市では、平成18年9月に策定した「行方市行政改革大綱及び集中改革プラン」に基づき、社会経済事情の変化に的確に対応し、最小の経費で最大の効果をあげることでできる行政運営を推進するため、平成18年度から平成22年度の5カ年を計画期間とする行政改革に取り組んでまいりましたが、期間満了に伴い取組状況がまとまりましたので報告いたします。

■行政改革（集中改革プラン）取組状況一覧

区 分	実 施 項 目	主 な 取 組 み
1 事務事業の再編・整理	1. 行政評価システムの導入	○事務事業評価の実施 ○組織機構のスリム化と機能強化 ○白帆荘運営廃止 ○老人いこいの家運営廃止 ○幼・小中学校の統廃合 ○玉造給食センター閉鎖 ○補助金検討委員会の設置 ○公益法人等の運営自立促進 ○各種団体の合併促進 ○人事評価制度構築 ○まちづくりサポーター推進 ○メールマガジンの配信
	2. 組織機構の継続的な見直し	
	3. 白帆荘の運営の見直し	
	4. 北浦荘・老人いこいの家の運営の見直し	
	5. 教育施設の配置及び利活用	
	6. 補助金等評価・決定システム	
	7. 補助金交付団体の運営自立促進	
	8. 類似団体の合併促進	
	9. 人事評価システム	
	10. NPO・ボランティア団体との協働	
	11. 地域情報化の推進	
2 民間委託等の推進	12. 民間委託の推進	○給食センター調理・配送部門の委託 ○観光物産館・北浦荘・白帆の湯等への指定管理者制度導入
	13. 指定管理者制度の導入	
3 定員管理の適正化	14. 市の職員数の適正化	○採用抑制等による人員削減 ○昇給抑制 ○特別職給与等の削減 ○管理職手当の削減
4 給与の適正化	15. 給与等の適正化	
5 経費節減などの財政効果	16. 支出の抑制	○非常勤特別職の報酬改正 ○前納報奨金廃止 ○管理委託契約の一括化 ○ITコーディネーターによる総点検 ○保守点検の見直し ○市税等の収納対策の強化 ○補助金削減・手数料等見直し ○有料広告（広報紙等）料の確保 ○遊休市有地の売却及び貸付
	17. コンピューター関連の総点検	
	18. 市債削減計画	
	19. 税などの収納率の向上	
	20. 広告料などの新たな歳入の確保	
	21. 市単独補助の見直し	
	22. 使用料・手数料等の見直し	
	23. 遊休市有地の処分	
6 地方公営企業	24. 上下水道の財政健全化	○料金の統一及び改定 ○維持管理費の削減

平成22年度の取組実績

平成22年度は、行政改革による財政効果を有効に活用するため、新たに市民活動支援制度として「なめがた元氣補助金」及び「若者まちづくり活動費補助金」を創設し、市民協働のまちづくりを推進しました。また、震災後住民の行政に対する情報提供の要望も高まり、これらに対応するため情報発信機会の拡大及びスピードの強化を図られました。

歳入面では、景気の悪化等の影響もあり、個別訪問や滞納整理の強化にもかかわらず、市税その他については一部を除き、収納率が低下し、収納額も減収となりました。しかし、遊休市有地の処分等については、積極的な取り組みにより前年度を大幅に上回ることでできました。

歳出面では、障害者地域活動支援センター及び白帆の湯の2施設を、直営から指定管理者制度による事業運営に変更することにより大幅な歳出削減を行い、合わせて他の公の施設についても管理運営における見直し方針に基づき、当面の運営方針を決定しました。また、選挙投票区の統合やPCサーバの広域的共有化によりコスト削減を図

区分	主な効果額（単位：万円）					
	H18	H19	H20	H21	H22	合計
事務事業	2,330			6,690		9,020
民間委託		3,835	722		4,360	8,917
定員管理・給与適正	14,579	9,414	19,669	13,057	658	57,377
経費節減	4,443	10,192	15,309	18,004	1,835	49,783
地方公営		8,546	10,001	2,134	268	20,949
歳入確保	1,735	4,440	3,439	692	7,126	17,432
効果額合計	23,087	36,427	49,140	40,577	14,247	163,478

■行政改革（集中改革プラン）5カ年の財政効果

りましたが、市債の削減では、補償金免除繰上償還の対象債が平成21年度で完了となり、歳出の大幅削減には至りませんでした。

5カ年の主な取組状況と今後の課題

事務・事業の再編整理では、効率的・効果的な組織機構の見直しや、老朽化に伴う白帆荘・老人いこいの家の運

営を廃止し、同時に、教育施設の統廃合についても基本方針を決定し推進を図りました。また、補助金検討委員会を設置し、補助金の適正化を検証するとともに、類似団体の合併を促進しました。さらに、事務事業評価の実施や人材育成基本方針の策定及び人事評価の試行的実施に取り組みました。今後は、目標管理やマネジメントの強化を含む人材育成が最も重要な課題となることから、効果的な手法の検証と取り組みの強化が急務となります。

民間委託等の推進については、玉造給食センターの廃止に伴い、麻生・北浦の2センターに運営を統合し、調理・配送業務を委託しました。さらに、9施設に指定管理者制度を導入し、管理運営経費の削減及びサービスの向上を図りました。今後は、その他の公の施設における管理運営や委託業務の見直しを明確化し、計画的な実施が求められます。

現状に即した、新たな定員適正化計画を策定し、庁舎利用計画を含め計画に沿った取り組みの実施が必要となります。

経費節減などの財政効果については、コンピュータ関連の総点検や、報酬改正、前納報償金の廃止など、数多くの経費削減に加え、新たな財源の確保として市有地の売却、広告料収入の確保にも積極的に取り組む、大きな財政効果を生むことができました。今後も継続的に経費削減意識の高揚を図り、実践することが求められます。

地方公営企業における、上下水道の財政健全化については、料金の統一・改正及び維持管理費の削減により、補助金及び繰入金の大幅削減を図りました。今後は、継続的な水洗化率の向上や滞納整理の強化が最重要課題となります。

これらの課題を、新集中改革プランに引継ぎ、計画の実現と効果的な行政経営に取り組んでまいります。

○詳しい内容は市ホームページに掲載しています。

<http://www.city.namegata.ibaraki.jp/>

【問い合わせ】

秘書課（麻生庁舎）

Tel 0299-72-0811

市の職員数・給与などを公表します

市の職員数・給与などの概要についてお知らせいたします。

これは市の「人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づき、市民の皆様には職員の任用や勤務条件を公表するものです。

職員数

職員の任免及び職員数に関する状況

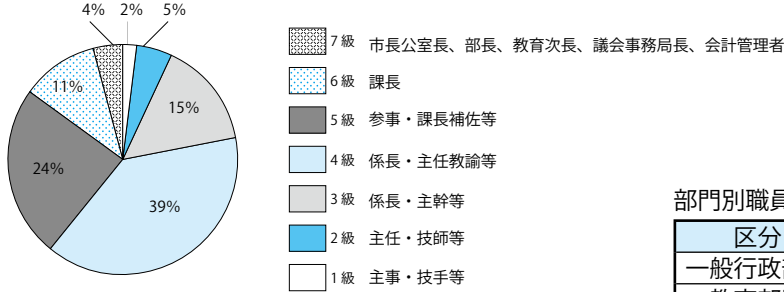
採用者・任用替職員数（平成23年4月1日）

区分	試験採用	選考採用	任用替	計
一般行政職	6	0	0	6
技能労務職	0	0	0	0
計	6	0	0	6

退職者数（平成23年3月31日）

区分	定年	勸奨	その他	計
一般行政職	10	6	1	17
技能労務職	4	0	0	4
計	14	6	1	21

級別職員数（平成23年4月1日）



分限及び懲戒処分状況（平成22年度）

処分の種類		件数
分限処分	降任	0
	休職	5
	免職	0
懲戒処分	戒告	0
	減給	0
	停職	0
	免職	1

部門別職員数の推移（各年4月1日）

区分	H 23	H 22	増減数
一般行政部門	268	273	-5
教育部門	84	93	-9
公営企業等	40	41	-1
総合計	392	407	-15

※教育長を除く

年齢別職員数の状況（平成23年4月1日）

区分	10代	20代	30代	40代	50代	計
男性	0	15	80	71	79	245
女性	0	12	31	36	68	147
計	0	27	111	107	147	392

給与

職員の給与の状況

平均給料月額及び平均年齢（平成23年4月1日） 初任給の状況（平成23年4月1日）

区分	平均給料月額	平均年齢
一般行政職	329,000円	44.5歳
技能労務職	303,700円	51.9歳

一般行政職	大学卒	172,200円
	短大卒	152,800円
	高校卒	140,100円

経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成23年4月1日）

経験年数		10～15年未満	15～20年未満	20～25年未満
一般行政職	大学卒	267,700円	312,700円	342,600円
	短大卒	266,000円	297,200円	328,300円
	高校卒	256,100円	275,500円	313,600円

特別職の報酬等の状況（平成23年4月1日）

区分	給料月額	期末手当	区分	報酬月額	期末手当
給料	市長	775,000円	報酬	議長	315,000円
	副市長	598,000円		副議長	265,000円
	教育長	546,000円		議員	249,000円
		計 2.95月分			計 3.35月分

※副市長については現在不在です。



勤務時間

職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

勤務時間（平成23年4月1日）

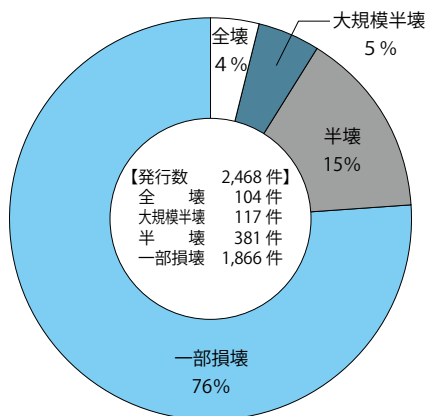
区 分	状 況
正規の勤務時間	1週間あたり38時間45分
開始・終了時間	開始 8:30 終了 17:15
休憩時間	12:00～13:00

職員研修の状況（平成22年度）

研修区分	受講人数
基本研修	25名
専門研修	21名
自主研修	296名
計	342名

東日本大震災による「り災証明書」発行状況

住宅の「り災証明書」発行状況（被害程度別割合）



【発行数 2,468 件】
全壊 104 件
大規模半壊 117 件
半壊 381 件
一部損壊 1,866 件

※住宅以外を含む申請総数 3,066 件

平成 23 年 8 月 19 日現在

平成 23 年 3 月 11 日の東日本大震災から半年が過ぎようとしていますが、未だ市内には震災の爪痕が深く残っている状況です。市内全域に及ぶ被害を元の姿に戻すのは容易ではありませんが、早期復興に向け着々と復旧作業を進めてまいります。

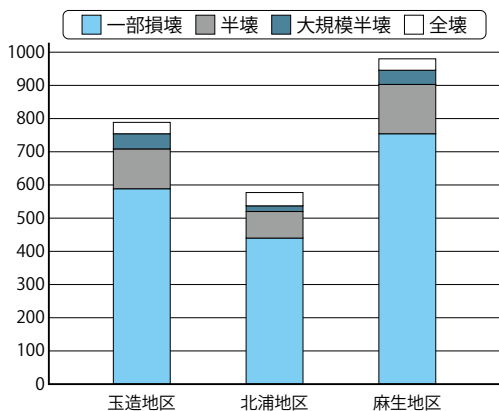
【り災証明状況】

震災で建物に被害を受けた皆様からの「り災証明書」交付申請件数は、平成 23 年 8 月 19 日現在で 3,066 件、うち住宅に対する申請件数は 2,607 件ありました。発行されたり災証明書のうち 24%（602 件）の住宅に「半壊」以上の被害認定がなされております。

市内 3 地域（麻生、北浦、玉造）の申請件数を比較すると、およそ世帯数に比例しており、市内全域に被害があったものと推察できます。このうち「半壊」以上の被害は、霞ヶ浦（西浦、北浦）沿岸や河川、水田などの水気の多い地域に集中しており、「液状化」などの地盤被害が多く見受けられます。

建物の被害認定調査は、国（内閣府）の「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」に基づいて実施しております。国は、広域にわたる液状化などの地盤被害を踏まえ、平成 23 年 5 月に被害認定基準を緩和しました。これにより、以前の調査票を見直し、新基準としての再認定を完了しております。

住宅の地域別「り災証明書」発行状況



平成 23 年 8 月 19 日現在

*申請はお早めに！

震災から日数が経過するほど、被害認定が困難になります。場合によっては、「り災証明書」が発行できないこともあります。申請を希望される方は、できるだけお早めに手続きをお願いします。

【「り災証明書」申請に必要なもの】

- ・被害箇所の写真・位置図・認め印



【問い合わせ先】

総務課防災交通グループ（り災担当）（麻生庁舎）

電話 0299-72-0811

被災により

一時的に住宅を借りたい方へ

東日本大震災で被災された市民の方々に対して、市が民間賃貸住宅を借上げて提供します。

対象者（2つの条件を満たすこと）

- 1、全壊または半壊（半壊については、半壊と認定を受けた住家で取り壊さざるを得ない住家）となる住宅被害を受けた世帯

※「り災証明書」が必要となります。

- 2、自らの資産で住宅を得ることができない方

使用許可期間

6 カ月（状況に応じ最長 2 年間）

【問い合わせ先】

都市建設課（玉造庁舎）

TEL 0299-55-0111



65 歳以上の方に 介護保険からのお知らせ

介護福祉課（玉造庁舎） ☎ 0299（55）0111

65 歳以上の方に平成 23 年度の介護保険料額決定通知書・介護保険料納入通知書をお送りしました。

これは、平成 23 年度の住民税が確定したことにより、本年度の介護保険料を再計算し、決定したものです。各通知書では、決定された年間保険料から、仮算定期間保険料を引いた額を、月割り計算しています。この制度は、みなさんの保険料と公費で運営され、保険料を納めることで、介護が必要になったとき、安心してサービスを利用することができます。

【保険料の納付月】＊保険料の年額を年 6 回で納付

◇ 4 月（1 期）◇ 6 月（2 期）→ 仮算定期間

◇ 8 月（3 期）◇ 10 月（4 期）◇ 12 月（5 期）◇ 翌 2 月（6 期）→ 本算定期間

【保険料の納入方法】

＊特別徴収 老齢年金や退職年金などの支給額が年額 18 万以上の方は、2 ヶ月ごとに支払われる年金から自動的に 2 ヶ月分の保険料が天引きされます。

＊普通徴収 特別徴収の対象とならない方は、年金額が年額 18 万円未満の方や、年金の種別が老齢・退職共済・障害・遺族年金以外の方

（納め方）市から送付する納付書または口座振替によりお支払いください。なお、年度途中で転入された方や 65 歳になった方は特別徴収の対象であっても、しばらくの間は普通徴収となります。



いばらき身障者等用駐車場利用証制度について

社会福祉課（玉造庁舎） ☎ 0299（55）0111

介護福祉課（玉造庁舎） ☎ 0299（55）0111

健康増進課（北浦保健センター） ☎ 0291（34）6200

茨城県では、平成 23 年 10 月よりショッピングセンターや公共施設などの身障者等用駐車場について、対象者に利用証を交付することにより、利用できる方（車）を明らかにし、本当に必要としている方が利用しやすい環境の整備を図るため、『いばらき身障者等用駐車場利用証制度』が開始されます。なお、当制度利用のためには、申請が必要となります。

【申請受付】平成 23 年 10 月 3 日（月）から申請の受付を始め、原則として、即日交付します。

【利用範囲】茨城県内全域

【申請場所】（麻生・北浦庁舎）総合窓口課 （玉造庁舎）社会福祉課

【必要書類】※写しでも可 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、介護保険被保険者証、一般特定疾患医療受給者証、小児慢性特定疾患受診券、母子健康手帳

○代理申請の際は、運転免許証、健康保険証、学生証などの代理人の本人確認ができるものが必要となります。

		身体障害者手帳をお持ちの方							精神障害者保健福祉手帳	療育手帳	難病患者	高齢者	妊産婦
		等 級											
		1	2	3	4	5	6	7					
視覚障害		○	○	○	○				1 級に該当する方	障害の程度が、A 又は A の方	一般特定疾患医療受給者証又は小児慢性特定疾患受診券をお持ちの方	介護保険被保険者証の要介護状態区分等が、要介護1以上の方	母子健康手帳を交付された方で、妊娠7カ月～産後6カ月の方
聴覚障害			○	○									
平衡機能障害				○		○							
上肢機能障害		○	○										
下肢機能障害		○	○	○	○	○	○						
体幹機能障害		○	○	○		○							
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	上肢機能障害	○	○										
	移動機能障害	○	○	○	○	○	○						
心臓機能障害		○		○	○								
じん臓機能障害		○		○	○								
呼吸器機能障害		○		○	○								
ぼうこう又は直腸機能障害		○		○	○								
小腸機能障害		○		○	○								
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		○	○	○	○								
肝臓機能障害		○	○	○	○								

平成 23 年度 住民基本健診のお知らせ

健康増進課（北浦保健センター内） ☎ 0 2 9 1 （ 3 4 ） 6 2 0 0

【北浦地区】

期 日	時 間	地 区	会 場
10月21日（金）	9：30～11：00	中根・山田	北浦保健センター
	13：00～14：30	吉川・繁昌	
10月22日（土）	9：30～11：00	小幡・北高岡	
	13：00～14：30	行戸・南高岡	
10月24日（月）	9：30～11：00	三和・長野江・次木	
	13：00～14：30	両宿・内宿・成田	
10月25日（火）	9：30～11：00	小貫	
	13：00～14：30	全地区	

【玉造地区】

期 日	時 間	地 区	会 場
11月21日（月）	9：30～11：00	玉川地区	玉川地区学習センター
	13：00～14：30		
11月22日（火）	9：30～11：00	手賀地区	手賀地区学習センター
	13：00～14：30		
11月24日（木）	9：30～11：00	立花地区	羽生地区学習センター
	13：00～14：30		
11月25日（金）	9：30～11：00	緑ヶ丘・現原地区	榎本地区農民研修センター
	13：00～14：30		
11月26日（土）	9：30～11：00	谷島・横町・内宿・加茂 上宿・下宿・里	玉造公民館
	13：00～14：30		
11月28日（月）	9：30～11：00	浜・高須・川向 柄貝・泉・諸井	玉造保健センター
	13：00～14：30		
11月29日（火）	9：30～11：00	全地区	
	13：00～14：30		

【麻生地区】

期 日	時 間	地 区	会 場
1 2月7日 (水)	9：30～11：00	太田地区	太田分館
	13：00～14：30	大和地区	大和分館
1 2月8日 (木)	9：30～11：00	小高地区	小高分館
	13：00～14：30	行方地区	西浦学習センター
1 2月9日 (金)	9：30～11：00	麻生地区	麻生公民館 ※麻生保健センターより 変更になりました
	13：00～14：30		
1 2月10日 (土)	9：30～11：00	全地区	
	13：00～14：30		

【健診項目及び料金】

健診項目	料 金
結核検診（19 歳以上）	無 料
肺がん検診（胸部レントゲン）40 歳以上	無 料
〃（喀痰検査）40 歳以上	1,000円
生活習慣病予防健診（19 歳～39 歳）	500円
特定健診（40 歳～69 歳の国保加入者）	500円
〃（70 歳～74 歳の国保加入者）	無 料
高齢者健診（75 歳以上）	無 料
肝炎ウイルス検査（40 歳及び未検者）	1,000円
前立腺がん検診（50 歳～74 歳の男性）	700円
大腸がん検診（30 歳以上）	500円

次に該当する方は、今回の健診を受ける必要はありません。

- ①病気、妊娠等の理由により検診を受けられない方
- ②学校、職場、他機関等で受診されている方
- ③行方市で実施した総合健診を受けた方

外国人（農業研修生等）の方へ

～事前の申し込みが必要です～

健康増進課（北浦保健センター）の窓口で直接お申し込みください。

【申し込みに必要なもの】外国人登録証・国民健康保険被保険者証

※特定健診は、国保加入者の方のみ受診できます。国保以外の方は各々の医療保険者からの通知等により確認をお願いします。

※健診年齢は、平成 24 年3月31日現在の年齢です。

※健康診査受診券を世帯ごとに郵送しますので、ご持参ください。

※都合の悪い方は、別の地区で受診できます。

※健診時間は、厳守してください。

※通知が来ない方、病院等で健診を受けている方その他ご不明の点がありましたら、健康増進課へご連絡ください。

企画政策課（麻生庁舎）

0299 (72) 0811

申請できる方

各グループ又は団体が自主的に取り組む公共性、公益性の高い事業（他の補助・支援制度を受けている場合は対象外となります）（例）地域活性化事業・福祉・子育て支援活動・環境・防犯活動・芸術・文化活動 等

補助の対象となる経費・金額

応募期間

平成23年9月1日～11月30日

申請からの流れ

*ご連絡

び申請書等を送付しますので、詳細内容をご確認の上お申し込みください。

許可が必要です

都市建設課（玉造庁舎）

0299 (55) 0111

(※屋外広告物とは) 看板、立看板、は

り紙、はり札のほか、広告板、建物などに掲出されたものなど。自己の店舗等に、店名、取扱商品などを表示する場合も屋外広告物にあたります。

▼屋外広告物については「まちの良好な景観の形成」と「公衆に対する危害の防止」の点から表示場所や大きさなどを規制しています。

【主な規制の例】

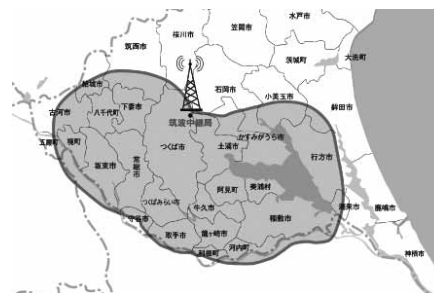
自己の店舗等から離れた場所に表示する場合など

●屋外広告物は、種類ごとに許可期間が定められています。許可期間の満了後も引き続き表示するためには、更新許可の手続きが必要です。

●屋外広告物の許可手続きや許可基準などについては、市都市建設課へご相談ください。新規に店舗等を建築するなどにあたって、屋外広告物を表示する際には事前にご相談をお願いします。

お知らせ

2011年



受信できるようになります（エリア内であつても地形や建物等の影響によつて電波が遮られるなど、視聴できない場合もあります）。

受信するためには、特定地域向けの混合器と筑波中継局向けのアンテナ（垂直偏波）を追加する必要があります。詳しくはお近くの電器店か、左記にお問い合わせください。

【NHKの放送の受信に関する技術相談】

ナビダイヤル

0
5
7
0
:
0
0
:
3
4
3
4

IP電話から

050 : 3786 : 5005

受付時間

午前9時～午後8時

※12月30日午後5時～1月3日はご利用いただけません。



料 金 大人 2,000円／小人 1,000円
※ 10人以上の方は団体割引（10%引き）がご利用いただけます

問い合わせ 行方市観光協会 TEL 0299-55-1221



『水道料金等のコンビニ収納』が始まります！

— 365日 24時間 いつでも どこでも —

平成23年10月から発行される水道料金等（水道料金・下水道使用料）について、納入通知による「コンビニ収納」が始まります。全国のコンビニエンスストアで、24時間いつでもお支払いができるようになります。また、この新しい納入通知書でも、これまでどおりお近くの金融機関・郵便局・市役所窓口でお支払いいただけます。

取り扱い店舗は、下記のとおりです。便利な「コンビニ収納」で納入期限内のお支払いをお願いします。

【収納取扱コンビニエンスストア】

エーエム・ピーエム スパー北海道 ファミリーマート エブリワン スリーエイト
ポプラ MMK設置店 スリーエフ ミニストップ くらしハウス セイコーマート
ヤマザキデイリーストアー ココストア 生活彩家 ヤマザキスペシャルパートナーショップ
コミュニティ・ストア セーブオン ローソン サークルK セブンイレブン
サンクス デイリーヤマザキ ハセガワストア タイエー



※ご注意 納入通知書にバーコードのないもの、金額が30万円を超えるもの及び納期限を過ぎたものは、コンビニエンスストアでは取り扱いませんので、従来どおり金融機関又は、市役所窓口での納付をお願いします。

【問い合わせ】水道課（泉配水場内）Tel 0299-55-1108

○市税もコンビニで納付できます。

お手持ちの納付書で納付ができます。ただし、納付書一枚あたりの金額が30万円を超えるものや納付期限を過ぎた納付書での納付はできませんのでご注意ください。

【問い合わせ】収納対策課（麻生庁舎）Tel 0299-72-0811

行方市無料職業紹介所を活用してください！

行方市では、北浦庁舎商工観光課窓口で無料職業紹介所を今年3月にオープンし、求人・求職の相談業務を行っています。

6月からは求人開拓員を雇用し、求職者に多くの情報を紹介出来るよう求人情報の充実を図っています。市内に居住し、職をお探しの方、身近で求職相談の出来る行方市の無料職業紹介所をご活用ください。

【問い合わせ】商工観光課（北浦庁舎）

Tel 0291-35-2111

◇開設場所 商工観光課窓口（北浦庁舎）

◇開設時間 月曜日～金曜日

（土・日・祝祭日・年末年始は除く）

午前8時30分～正午・午後1時～5時15分

◇求人・求職の取扱い範囲（対象及び地域）

	求 人	求 職
対 象	市内の事業所及び近隣事業所	行方市に居住又は居住予定の方
登録方法	求人申込票を提出し登録（来所又は郵送） 登録有効期間：90日	求職申込票を提出し登録（本人が来所） 登録有効期間：90日

※雇用関係給付については取り扱いません

税金

のお知らせ

滞納処分について

市では、納税の公平性を保つため、督促状・催告に応じない市税滞納者に対しては、積極的に滞納処分を実施しています。

滞納処分とは地方税法および国税徴収法に基づき、やむを得ず財産（不動産、給与、預貯金など）を差押えて、未納市税に充てることをいいます。

事情により期限内に納付できないときは、収納対策課へお早めにご相談ください。

今日の税金

固定資産税 第3期
国民健康保険税 第3期
納付期限（口座振替日）
は9月30日です。

問い合わせ 税務課・収納対策課（麻生庁舎） ☎ 0299-72-0811

国道 354 沿線の 地域振興に取り組んでいます



活発な議論がスタートした協議会

国道 354 沿線地域振興協議会が設立

国道 354 沿線の市民活動・商業者・まちづくり団体代表などが主体となって準備会を重ね、この度『式湖の国 354 沿線地域振興協議会』を設立しました。

本協議会は、広く市民の意見をまちづくりに反映させ、国道 354 沿線の地域資源を活用して自然や農業を活かした観光、経済活動の向上、さらには人に優しい居住環境の提供など、潤いのある豊かな地域づくりに向けて積極的に事業を進めていこうとするものです。

県知事への要望活動

8月2日(火)、伊藤市長が県庁を訪問し、橋本知事に対して、東日本大震災で被災した鹿行大橋を早期完成するように要望しました。また、行方市民の暮らしと地域経済活動に欠かせない新大橋の必要性和市民の声を伝えました。

そのほか、鹿行大橋開通に向け、国道 354 号線の地域振興策として、風景街道への登録やフットパス（景観散策）の整備を進め、民間活力を活かした土地利用を図っていききたいと伝えました。橋本知事からは、地域振興を図るために一日でも早く、開通できるように進めていきたいとの回答をいただきました。



市民の声を橋本知事に要望する伊藤市長

—魅力いっぱいの国道 354 沿線—

